# 独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令 （平成十五年財務省・農林水産省令第四号）

#### 第一条（監査報告の作成）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

##### ２

監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

###### 一

信用基金の役員及び職員

###### 二

その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

##### ３

前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

##### ４

監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、信用基金の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

##### ５

監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一

監事の監査の方法及びその内容

###### 二

信用基金の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

###### 三

信用基金の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他信用基金の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

###### 四

信用基金の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

###### 五

監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

###### 六

監査報告を作成した日

#### 第二条（監事の調査の対象となる書類）

信用基金に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定により農林水産大臣及び財務大臣（第五号及び第六号に掲げる法令にあっては、農林水産大臣）に提出する書類とする。

###### 一

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号。以下「法」という。）

###### 二

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

###### 三

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。）

###### 四

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）

###### 五

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）

###### 六

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）

#### 第三条（農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る業務方法書の記載事項）

信用基金が行う法第十二条第一項及び第三項に規定する業務並びに暫定措置法第六条第一項に規定する業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

###### 一

法第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関する事項

###### 二

法第十二条第一項第五号及び第六号に掲げる業務（暫定措置法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務を含む。）及び法第十二条第三項に規定する業務に関する事項

###### 三

法第十二条第一項第七号から第十号までに掲げる業務に関する事項

###### 四

業務委託の基準

###### 五

競争入札その他契約に関する基本的事項

###### 六

その他業務の執行に関して必要な事項

#### 第四条（中期計画の認可の申請）

信用基金は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、農林水産大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

##### ２

信用基金は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

#### 第五条（中期計画に定めるべき業務運営に関する事項）

信用基金に係る通則法第三十条第二項第八号の主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

###### 一

施設及び設備に関する計画

###### 二

職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

###### 三

積立金の処分に関する事項

###### 四

その他中期目標を達成するために必要な事項

#### 第六条（年度計画に定めるべき事項等）

年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

##### ２

信用基金は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を農林水産大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

#### 第七条（業務実績等報告書）

信用基金に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

##### ２

信用基金に係る通則法第三十二条第二項の規定による公表は、同項の規定による報告書の提出後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第八条（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

信用基金に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項の農林水産省令・財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該事業年度の損益計算書とする。

#### 第九条（内部組織）

信用基金に係る通則法第五十条の六第一号の主務省令で定める内部組織は、現に存する理事長の直近下位の内部組織として農林水産大臣及び財務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

##### ２

直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として農林水産大臣及び財務大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

#### 第十条（管理又は監督の地位）

信用基金に係る通則法第五十条の六第二号の主務省令で定める管理又は監督の地位は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして農林水産大臣及び財務大臣が定めるものとする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

#### 第二条（農林漁業信用基金法施行規則の廃止）

農林漁業信用基金法施行規則（昭和六十二年大蔵省・農林水産省令第三号）は、廃止する。

# 附　則（平成二七年三月二七日財務省・農林水産省令第三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 第二条（業務実績等報告書に関する経過措置）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令第七条第一項の規定の適用については、同項の表中「通則法第二十九条第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（次号において「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とあるのは「旧法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

# 附　則（平成三〇年三月一三日財務省・農林水産省令第一号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一二月一二日財務省・農林水産省令第四号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和元年五月二七日財務省・農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一九日財務省・農林水産省令第四号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。